主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

(控訴の趣意)

被告人、ならびに弁護人伊藤五郎、同伊藤泰蔵両名連名各提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、いずれもこれを引用する。

(当裁判所の判断)

弁護人の控訴趣意第一、法令の適用の誤りの主張、及び同第二、中法令の適用の 誤りを主張する点について

所論は、刑法一二六条一項に言う破壊とは、汽車、又は電車の車体の実質を壊ち、安全なる運行を不能ならしむべき程度のものでなければならないところ、本件電車の損害の程度は、電車の天井の鉄板、窓ガラスの一部、座席、網棚の一部を損傷(損害額約五万四、〇〇〇円)したに過ぎないから、同条にいわゆる破壊には該当しない、と主張する。

次に所論は、仮りに、被告人に乗客を殺傷する未必の故意があつたとしても、刑法一二六条三項は、汽車、電車の顛覆、又は破壊の結果、人を死に致した場合のみならず、最初から殺傷の犯意がある場合をも当然包含するものと解すべきであるから、本件につき刑法一九九条、二〇三条、二〇四条を適用処断した原判決には法令の適用を誤つた違法があると主張する。 〈要旨第二〉よつて按ずるに、刑法一二六条三項は、同条一項、二項の罪を犯しよ

〈要旨第二〉よつて技術の表示では、同人の理をできるに、刑法一二、「現のの理をでするに、刑法のでは、同人のでは、一項ののでは、一項ののでは、一項ののでは、一項ののでは、一項ののでは、一項ののでは、一項ののでは、一項ののでは、一方のでは、

〈要旨第三〉なお、本件は、被告人が電車内で時限爆破装置を爆発させ、その爆体の破片によつて乗客Aを死亡させ〈/要旨第三〉たものであつて、爆発により電車が破壊し、その破壊それ自体の結果として、同人を死に致したものではないから、刑法一二六条三項に該当するか疑問がないわけではない。しかしながら、電車の破壊行為という一個の行為で同時に電車の破壊と、人の死亡の結果とを発生した本件のような場合には、同法条に該当するものと解するのが相当である。けだし、その被害

法益の点から考えても、両者をとくに区別すべき実質的理由に乏しいばかりか、もし、両者を区別すると、同一の犯意を以て実行し、同一の結果を発生しながら、たまたま爆発自体によつて人の死亡の結果が発生した場合と、爆発により汽車、電車の破壊があり、さらにその破壊の結果として人の死亡が発生した場合とにより、一は死刑、または無期、もしくは三年以上の懲役、一は死刑、または無期懲役となつて、刑の均衡を著しく害する結果となり不当であるからである。

(その余の判決理由は省略する) (裁判長判事 樋口勝 判事 目黒太郎 判事 伊東正七郎)